

六泉寺町市営住宅等再編事業（第1期）

特定事業の選定について

令和8年3月19日

高知市

目 次

第 1	特定事業の選定に係る評価の趣旨	1
第 2	評価の方法及び内容	1
1	評価の方法	1
2	定量的評価の前提条件	1
3	定量的評価	3
4	定性的評価	3
第 3	評価の結果（まとめ）	4

第1 特定事業の選定に係る評価の趣旨

高知市（以下「市」という。）は、令和7年11月18日に実施方針を公表した「六泉寺町市営住宅等再編事業（第1期）」を、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第7条の規定により特定事業として選定するに当たり、実施することが適切であることを確認するため、定量的及び定性的な評価を行った。その結果をここに公表する。

なお、本資料で用いる用語は、特段の定めがない限り、市が令和7年11月18日に公表した「六泉寺町市営住宅等再編事業（第1期） 実施方針」の定めに従う。

第2 評価の方法及び内容

1 評価の方法

本事業を特定事業として実施することにより、事業期間を通じた市の財政負担の縮減を期待できること、または市の財政負担が同一の水準にある場合において、サービスの水準の向上を期待できることを評価の基準とした。

市の財政負担の見込額の算定に当たっては、将来に発生する支出から収入を控除した金額を算出のうえ、これを現在価値に換算したものを総和することにより定量的な評価を行った。

上記の財政負担の算定に加えて、本事業を特定事業として実施する場合におけるサービスの水準について、定性的な評価を行った。

2 定量的評価の前提条件

本事業を、市が直接実施する場合及び特定事業として実施する場合の財政負担額を比較して定量的評価を行うに当たり設定した主な前提条件は、次の表のとおりである。

なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の民間事業者からの提案内容を制約するものではなく、また一致するものでもない。

図表 1 市の財政負担額算定の前提条件

	市が直接実施する場合	特定事業として実施する場合
財政負担額の 主な内訳	<ul style="list-style-type: none"> ①設計費 ②工事監理費 ③建設工事費 ④移転費用 ⑤移転実費 ⑥市債利息 	<ul style="list-style-type: none"> ①設計費 ②工事監理費 ③建設工事費 ④移転支援費用 ⑤移転実費 ⑥市債利息 ⑦その他費用（建中金利、特別目的会社費用、アドバイザー費等）
事業期間	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7～15年度（第1工区住民の仮移転開始から、既存住宅の解体完了まで） 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7～8年度（事業I事業者選定手続） ・令和9～14年度（第1工区住民の仮移転開始から、既存住宅の解体完了まで）
共通の条件	<ul style="list-style-type: none"> ①割引率：0.62%（長期国債5年物の過去30年間の平均利回りを参考として設定） ②物価上昇率：考慮しない。ただし、費用の算定において入札公告までの想定上昇率を考慮した。 	
資金調達手法	<ul style="list-style-type: none"> ①市債（借入から25年） ②交付金 ③一般財源 	<ul style="list-style-type: none"> ①市債（借入から25年） ②交付金 ③一般財源
費用に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 想定により設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市が直接実施する場合に比べ、設計及び建設の一体的な発注により、民間事業者のノウハウの発揮がなされ、一定割合の縮減が実現するものとして設定
収入に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ なし

3 定量的評価

上記前提条件に基づく市の財政負担額について、市が直接実施する場合と特定事業として実施する場合を比較すると、次の表のとおりとなる。

図表 2 財政負担額の比較（現在価値ベース）

項目	値
①P S C（市が直接実施した場合）	3,397 百万円
②P F I－L C C（特定事業として実施する場合）	3,253 百万円
③V F M（金額）	143 百万円
④V F M（％）	約 4.22％

4 定性的評価

本事業を特定事業として実施することにより、以下に示すような定性的なメリットを期待することができる。

(1) 事業の効率的な実施と最適なサービスの提供

設計、建設及び移転支援の各業務を一括して実施することにより、これらの各業務を個別に発注する場合と比較して、各業務間の連携による業務効率の向上や民間事業者の創意工夫を見込むことができ、事業の効率的な実施及び創意工夫による最適なサービスの提供が期待できる。

(2) 工事期間の短縮による負担軽減

解体・造成・建設等の工事期間が短縮され、入居者の仮住まい期間が短縮することにより、入居者の身体的な負担や、工事期間中の周辺地域への影響が軽減する効果が期待できる。

(3) 民間事業者による余剰地活用

特定事業として実施する市営住宅整備と、付帯事業として実施する民間事業者による余剰地活用を一体の事業として実施することにより、地域貢献を実現する新たな機能の導入の可能性を高めることが期待できる。

(4) リスク分担の明確化による安定的かつ長期的な事業運営の実現

事業期間中に発生するリスクを計画段階において予め想定し、その責任分担を市、特定事業を実施する民間事業者及び付帯事業を実施する民間事業者の間で明確にすることによって、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能となり、長期にわたる本事業の業務が、安定かつ円滑に遂行されることが期待できる。

第3 評価の結果（まとめ）

本事業は、特定事業として実施することにより、市が自ら実施した場合と比較して、定量的評価において約 4.22%の財政負担額の削減率が達成されることが見込まれる。また、上記第2の4で示したように、定性的なメリットも期待できる。

以上により、本事業を実施することが適切であると認め、PFI 法第7条に基づき、特定事業として選定する。